



けんけつちゃん  
(献血推進キャラクター)

# 献血は医療体制の維持に不可欠です

冬期間は外出を控える人が多く、献血者が減少します。輸血が必要な人へ安定的に血液製剤を届けるため、献血へのご協力をお願いします。

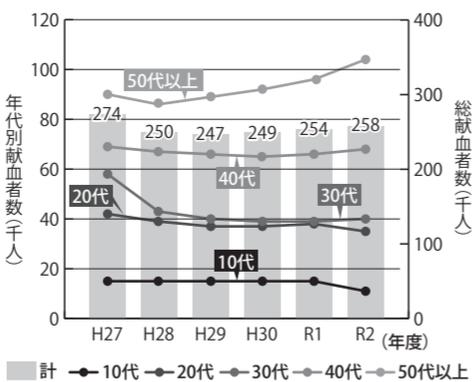
**問い合わせ** 健康推進課（東8南13、保健福祉センター内、☎25・9720）、北海道赤十字血液センター帯広出張所（東7南9、☎25・0101）

## 必要な人に血液を届けたい



治療などで輸血が必要となる人の約85パーセントは50歳以上です。高齢化の進行に伴い、輸血を必要とする人の増加が見込まれる一方で、献血者数は減少傾向にあり、中でも20代・30代の少ない状況が続いています。（図）

図 北海道の献血者数の推移



**血液は人工的に造れません**  
血液から造る血液製剤の有効期間は短いものでは4日間しかなく、長期保存ができないことから、皆さんの継続的な協力が必要です。

献血は、16歳から69歳までの一定体重以上の健康な人であれば誰でもできます。（表）

表 採血基準

項目	種類	全血献血	
		200ミリリットル	400ミリリットル
年齢	男性	16～69歳*	17～69歳*
	女性	16～69歳*	18～69歳*
体重	男性	45キロ以上	50キロ以上
	女性	40キロ以上	50キロ以上

\*65歳以上は、60～64歳の間に献血経験がある人

**あなたの40分で助かる命があります**  
献血にかかる時間は、受付から採血後の休憩までで約40分（400ミリリットル全血献血の場合）。実際に採血をしている時間は、平均10～15分程です。

**2月限定 パレンタイン 献血キャンペーン実施**

献血バス、すずらん献血ルームで400ミリリットルの献血にご協力いただいた人へチョコレートをプレゼント!

- 帯広すずらん献血ルーム (毎週日曜日)
- 移動採血車 (帯広出張所管内)

運行日程については、こちら→

**WEB・電話で事前予約**

献血時の密集・混雑を緩和するため、WEBや電話での事前予約にご協力ください。なおWEB予約には献血会員「ラブラッド」へ会員登録が必要です。

登録はこちら→

**帯広すずらん献血ルーム**

東栄通、水光通、支庁通、ENEOS、疾原建設工業、東コミュニティセンター、十勝歯科医師会、帯広すずらん献血ルーム

**献血に行こう!**

◆平日の献血  
献血バスが企業や商業施設などを巡回します。日程は北海道赤十字血液センターのホームページで確認するか、血液センターまで問い合わせください。

◆日曜日の献血  
日時 毎週日曜日、9時～12時、13時15分～17時  
場所 帯広すずらん献血ルーム (東7南9、☎0120・24・5125)

今回の制度見直しに関する質問などは、「後期高齢者窓口負担割合コールセンター」へお問い合わせください。

☎0120・002・719  
受付時間 月～土曜日(祝日除く)、9時～18時

**見直しの背景**

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上になり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫）の負担となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。

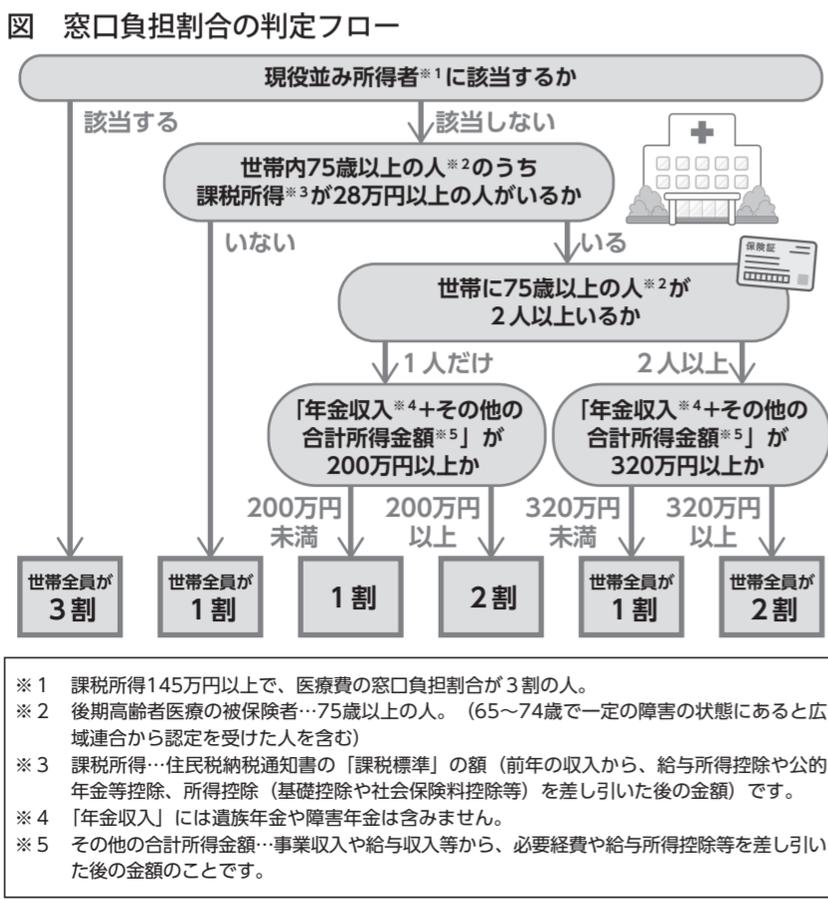
**2割負担の対象者**

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者の医療の被保険者の課税所得や年金収入等を基に、世帯単位で判定します。（図）

**後期高齢者医療制度 窓口負担割合の見直し**

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人の医療費の窓口負担割合が変わります。

問い合わせ 国保課給付係（市庁舎1階、☎65・4138）、北海道後期高齢者医療広域連合（☎011・290・5601）



\*1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。  
 \*2 後期高齢者医療の被保険者…75歳以上の人。（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む）  
 \*3 課税所得…住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。  
 \*4 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。  
 \*5 その他の合計所得金額…事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

令和3年中の所得を基に判定し、9月頃に被保険者証を各世帯へ送付する予定です。

不審な連絡があったときは、帯広警察署相談窓口（☎25・0110）または帯広市消費生活アドバイザーセンター（☎22・8393）に相談してください。

**緩和措置**

10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担へ変更となる人について、1カ月分の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3000円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）

緩和措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日払い戻します。

高額療養費の口座が登録されていない人には、法律の施行時期に北海道後期高齢者医療広域連合や帯広市から申請書を郵送します。